田原本町運動ルームの使用基準

安心してご利用いただくために、次のルールとマナーを守り、事故やケガのないようにご利用下さい。

1.運動ルームについて

　・運動ルーム（以下、「ルーム」といいます。）内で起きた事故、ケガ等のついては自己責任です。この施設での事故等については、田原本町は一切の責任を負いません。

・このルームは運動専用です。

（上記以外の目的での使用を禁止します。）

　　・使用者が多数となった場合は、安全のために入場を制限させていただく場合がございます。

　・ルーム内での紛失・盗難等の責任は一切負いません。（ご自身で管理してください。）

2.ご使用にあたって

　・ルームを使用される際は事前の申請が必要になります。事務局で「使用許可申請書」田原本町立体育館管理運営に関する規則　第5条（様式第3号）により、手続きを行ってください。また、手続きは開館日のみとします。（使用料は100円です。）

　　　手続き時間は17:00まで。

・使用上の注意をご確認いただき、ご本人様の署名が必要です。

　　・中学生以下は保護者同伴で使用可。（利用する人のみ使用料発生）

　　・使用者は無理をせず、自分のレベルに合った使用をしてください。

　　・ごみは必ず各自でお持ち帰り下さい。

　・ルームの使用時間は、9：00から２１：00までです。

3.禁止事項

　・飲酒及び酒気帯びでの使用。

　・ルーム内への飲食物の持込。（水分補給のための飲み物は除きます。）

　・火気の使用。（喫煙・花火等）

　・カン・ビンの持込（ペットボトルの持込は可能です。）

　・器材などの持込

　・落書き・ステッカーを貼ること。

　・目的外の使用

　・風紀を乱し、他の使用者に迷惑をかけること。

4.注意事項

　・同時に何人も使用すると大変危険ですので、ゆずりあって使用してください。

　・故意にルーム、器具を破損した場合は、原状回復（補修）を原則とし、修理費などは使用者の負担となります。

　・犬・猫などのペットは入場できません。

　・ルームの利用時間をしっかり守りましょう。

※以上の事項の違反及びマナー違反等があった場合や、職員の指示に従わない場合は、

退場を命じることもあります。

管　理　者：田原本町教育委員会　生涯教育課　スポーツ振興係

　　　　　　３２－２９０１（代表）　　３３－５８８２（直通）